

新川融雪槽槽内清掃等業務

仕 様 書

令和8年度

(2026年度)

札幌市建設局土木部道路設備課

新川融雪槽槽内清掃等業務 仕 様 書

1 役務の概要

本業務は冬期間の新川融雪槽の適正な運用のため、槽内清掃、汚泥・廃プラスチック・コンクリートくず等廃棄物の分別・収集運搬及び処分を行うものである。

2 履行場所

新川融雪槽 札幌市西区八軒9条西7丁目 新川水再生プラザ内

3 履行期間

契約締結の日から令和8年（2026年）10月30日まで

4 役務の仕様

本業務に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（令和5年版）」によるものとする。

5 業務内容（詳細は、別添1参照）

(1) 融雪槽排水作業

施設に保管している水中ポンプを使用し、槽内の排水を行う。

(2) 汚泥性状分析

槽内の清掃作業を行う前に、環境計量証明事業所において、汚泥の重金属の溶出試験を行い、「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令第4条・別表第1」（昭和48年総理府令第5号）に定める基準値以下であることを確認する。

(3) 堆積汚泥量測定

槽内をブロック分けし、堆積汚泥の厚さの測定を行う。

(4) 資機材搬入出

清掃に使用する重機、ごみ籠等機材の搬入出を行う。

(5) 堆積汚泥搔寄、分別作業

融雪槽内の汚泥の搔寄及び汚泥内廃棄物の分別を行う。

(6) 汚泥等収集運搬

堆積汚泥及び分別した廃棄物の収集、処分施設への運搬を行う。

(7) 壁・床面等洗浄作業

融雪槽の壁・床面の清掃を行う。

(8) 汚泥等の処分

汚泥及び分別した廃棄物の中間処理及び最終処分を行う。

(9) 廃棄物等の数量（予定数量）

ア 堆積汚泥量 320.29 m³（堆積汚泥量は槽内排水直後の汚泥量をいう。）

イ	汚泥運搬量	330.03 m ³
ウ	汚泥中間処理量	560.53 t
エ	アスファルトくず運搬量	4.36 t
オ	コンクリートくず等運搬量	1.26 t
ケ	混合廃棄物運搬量	1.46 t
ク	ガラスくず運搬量	0.02 t
エ	廃プラスチック運搬量	0.08 t
カ	金属くず運搬量	0.42 t

6 履行体制

(1) 受託者は以下の品目について北海道または札幌市の産業廃棄物収集運搬許可及び産業廃棄物処分業許可を受けていること。

ア 汚泥

イ 廃プラスチック類

ウ 金属くず

エ ガラスくず、コンクリートくず

オ がれき類（アスファルトくず）

(2) 直接雇用契約関係にある者の中から以下の内容による者を定め、適切に業務が履行できること。

ア 業務責任者

業務の遂行を指揮監督するための業務責任者を1名定めること。

業務責任者は、清掃業務に関して実務経験を有する者。

イ 資格者の配置

酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者及びその他業務上で必要となる資格を有する者を配置する。

7 諸官庁への手続き

受託者は、業務遂行に必要な諸官庁への必要な手続きを委託者の承諾を得て適切に行うこと。

8 書類の提出

受託者は、次の書類を整理し提出すること。

(1) 業務計画書

1部 契約後、速やかに

ア 業務責任者等指定通知書、経歴書、雇用関係を確認できる書類の写し

注：保険者より発行される「資格情報のお知らせ」の写しやマイナポータルに表示される被保険者資格情報のPDFファイルの印刷物を提出する際は、被保険者等記号・番号及び保険者番号（これらの情報が読み取れるQRコードを含む。）を黒塗りしたものを提出すること。

イ 業務員名簿、資格免許等の写し

ウ 緊急連絡体制表

エ 業務工程表

(2) 鍵借用書	1部	業務開始前までに
(3) 特殊車両通行許可申請書（写し）	1部	〃
(4) 完了届	1部	業務完了後、速やかに
(5) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）A, B 2, D, E	1式	〃
(6) 業務報告書（業務完了後すみやかに）	1式	〃
ア 業務概要		
イ 清掃位置図		
ウ 槽内汚泥測定図		
エ 業務日報（作業内容、作業人員、使用車両、汚泥搬出量等）		
オ 業務写真（使用車両、汚泥量測定、融雪槽清掃前・後等）		
カ 酸素濃度等の測定記録		
キ 産業廃棄物管理票集計表（分別ごと）		
ク 計量証明書		
ケ 種類別受入数量一覧表		
コ 汚泥性状分析結果報告書		
(7) 委託者の指示による書類、その他必要な書類	1式	〃

9 安全衛生関係

受託者は、労働安全衛生法に基づき安全に関する事項を確実にを行い、業務に従事する職員の労働安全衛生管理及び教育、作業前の危険予知活動を適切に行い、作業上の安全確保と事故防止に努めること。

次号については、特に注意すること。

- (1) マンホール内作業または融雪槽内等の槽内作業を行う場合、事前に槽内を十分に換気した上で、酸素・硫化水素・可燃性ガス等の測定を行い、基準値を満たしていない場合は、必要な措置を講ずること。

なお、測定した酸素・硫化水素・可燃性ガス等の記録は作業記録とともに整理し保存すること。

- (2) 各作業における転落、落下、機器操作における巻き込み、交通安全等には十分注意すること。特に、融雪槽内上部等の高所で作業する際は、墜落制止用器具着用や工具等の落下防止対策を講ずること。

10 遵守法令等

役務の履行にあたっては本仕様書によるほかに、下記の法令を遵守すること。

- (1) 労働基準法
- (2) 労働安全衛生法
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (4) 酸素欠乏症等防止規則
- (5) その他関連規則等

11 再委託について

業務の「主たる部分（下記参照）」については、受託者は、これを再委託することはできない。

なお、前述の「主たる部分」以外については、専門業者等への再委託を可能とするが再委託する業務範囲及び選考する業者について、事前に委託者の承諾を得ること。

受託者は、業務全体の品質・安全確保のため、委託者との協議、再委託業者の調整・指導監督等の全ての面において主体的な役割を果たすこと。

また、再委託先が札幌市競争入札参加資格者名簿の登録業者でない場合、以下の書類も提出すること。

(1) 主たる部分

ア 総合的な業務履行計画及び進捗管理

イ 廃棄物の収集運搬処分業務（処分については1次まで）

(2) 登録業者でない場合の提出書類

ア 再委託に係る申出書（あて先「受託者」、申出人「再委託先」）

※再委託先が札幌市物品・役務契約等事務様式基準共通第2号様式（申出書）の第1項から第5項に該当する者でないこと。

イ 再委託先の登記事項証明書（写）など法人概要がわかる書類

※代表者氏名や事業内容を確認する目的で取得するもので、当該事項が確認できる決算書（写）やパンフレットのほか、ホームページに掲示された法人概要を印刷したものも可

12 業務委託対象施設の鍵管理について

委託者は受託者に対し、業務着手後に業務委託対象施設の入場に必要となるすべての鍵を貸与するものとする。受託者は貸与された鍵について各鍵を明記した一覧表及び借用書を作成し、委託者へ提出すること。業務着手後、受託者は貸与された鍵を厳重に管理し、これに対して責任を負うものとする。受託者が貸与された鍵を紛失した場合、受託者の責任において当該施設の鍵を交換するものとし、また貸与された鍵を破損した場合は、受託者が自己の費用でこれを弁償するものとする。

また、貸与された鍵について、以下の行為を禁止するものとする。

- ・第三者への貸与
- ・鍵の複製

13 留意事項

(1) 作業にあたっては、事前に委託者及び新川水再生プラザとの工程調整等を行うこと。

(2) 電気料（動力・電灯）、水道料は委託者負担とし、それ以外の本業務の遂行に必要な什器・消耗品等（マニフェスト含む）は受託者が用意するものとする。

(3) 汚泥の最終処分は埋め立てとし、再利用しないものとする。

(4) 資機材搬入出の際は周辺にある設備に十分注意し、必要に応じて養生等を確実にを行い、既存施設の破損防止に努めること。

(5) 作業を実施するにあたり、第三者に対する事故を防止するため、安全確保の措置を取ることとする。立看板、カラーコーン、コーンバー等の設置を行い、通行車両、歩行者等の安全に十分配慮すること。

- (6) 作業現場については、常に整理整頓を行い事故防止に努めること。また、事故等の問題が発生した場合には必ず報告のうえ、指示を受けること。
- (7) 業務に従事する職員の服装は、業務遂行のために適切なものとし、業務従事者であることが明確となるようにすること。
- (8) 作業の完了に際しては、当該業務に関連する部分の後片づけ及び清掃を行うこと。
- (9) 受託者はエコドライブの推進に努めること。アイドリングストップ、ふんわりアクセルの実施、エアコンの使用抑制、暖機運転の短縮、必要のない荷物を降ろす等を心掛け、業務を実施すること。
- (10) 作業中・作業終了後、受託者の責任により生じた故障、破損及び事故等は、一切受託者の責任により対応すること。
- (11) 受託者は委託者の求めに応じ、業務に必要な情報提供を行うこと。なお、業務の履行期間が経過しても可能な限りにおいて、情報提供等の協力を行うこと。
- (12) 諸事情により設計数量等に変動があった場合は、委託者に事実の確認を請求し、業務の目的を変更しない限度において委託者が必要と認めた場合は、契約書に示す事項の他、委託者と受託者が協議し委託料の改定等を行う。
- (13) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合については、委託者及び受託者の協議により決定する。

14 個人情報の取り扱いについて

個人情報の取り扱いについては、別記特記事項によるものとする。

なお、事故報告書など、業務関係者以外の第三者の個人名・住所・連絡先が記載された書類を提出する場合が特記事項による個人情報の取り扱いに該当するため、そのような事象が発生した場合は、特記事項に従って対応すること。

新川融雪槽清掃等作業詳細

1 融雪槽排水作業

- (1) フレキシブルホースを水中ポンプ及び排水用配管に接続する。(フレキシブルホース、水中ポンプは施設保管)
- (2) 現場設置の手動チェーンブロックを使用して、水中ポンプを槽内に設置する。水中ポンプを設置する際、異物のはさまり防止のため、ポンプの周囲にネットを設ける等の対策を講じること。設置箇所については、別紙図面による。
- (3) 排水を行い、可能な限り水位を低くする。
- (4) 排水後は速やかに汚泥堆積量測定を行うこと。
- (5) 排水作業の際に、新川水再生プラザの水処理量の変動することから、作業日の概ね 1 週間前に新川水再生プラザの担当者と打ち合わせを行うこと。

2 汚泥性状分析

- (1) 酸素濃度等測定を行い槽内の安全確認した後、墜落制止用器具、セーフティブロック等を使用し、槽内へ降下する。
- (2) 槽内で汚泥のサンプルを採取し、環境計量証明事業所において、汚泥の重金属溶出量が「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令第 4 条・別表第 1」(昭和 48 年総理府令第 5 号)に定める基準値以下であることを業務主任により確認を受けた上で、槽の清掃作業を行う。
- (3) 試験方法は、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和 48 年環境庁告示 13 号)による溶出試験。

3 汚泥堆積量測定

- (1) 槽内を 24 ブロック (12 ブロック×2 箇所) に分割し、各ブロックの堆積汚泥の厚さの測定を行う。
- (2) 測定後、各ブロックの面積に堆積汚泥の厚さを乗じて全体の汚泥堆積量を算出し、業務主任へ報告する。

4 資機材搬入出

- (1) ラフテレーンクレーン(25 t 吊相当)等を使用し、投雪口からトラクタショベル(0.4m³ 級相当)及びごみ籠等機材の搬入出を行うこと。
- (2) 搬入出作業の際は、無線機等を使用し投雪口等設備に接触させないように十分注意すること。
- (3) 融雪槽 A と B は往来できない構造となっているため、融雪槽毎に重機の搬入出が必要となる。
- (4) 融雪槽 A と B にはそれぞれ柱間にハンチ部があることから、これに対応する重機移動用の台を準備して重機を移動させること (ハンチ部高さ 550mm 程度)。

5 堆積汚泥掻寄、分別作業

- (1) 搬入した重機（トラクタショベル等）を使用し、槽内に堆積した汚泥を掻き寄せる。
- (2) 重機による汚泥掻き寄せ後、廃プラスチック、コンクリート塊、金属くず、アスファルト、ガラスくず、混合廃棄物をそれぞれ分別し、ごみ籠へ投入する。この際、付着した汚泥はできるだけ洗浄すること。

6 汚泥収集運搬

堆積した汚泥を汚泥吸引車により回収し、処分施設へ運搬する。

7 壁床面・越流室等洗浄作業

- (1) ローリングタワー(作業高 3,300 mm程度)等を使用し、融雪槽の壁面等を高圧洗浄車にて清掃する。
- (2) 高圧洗浄車への給水は床洗浄水（新川水再生プラザが有する井水）を使用し、作業終了後に使用量を日別に分け、新川水再生プラザの担当者に提出すること。
- (3) 越流室の清掃前に新川水再生プラザの担当者と打ち合わせを行い、融雪槽排水ゲートの操作を依頼すること。
- (4) 越流室及びブロワ室清掃は、隣接するパークゴルフ施設が休日の日に行い、交通誘導警備員を1名配置し事故等に十分注意すること。

8 汚泥、廃プラスチック、コンクリートくず等の処分

汚泥及び分別した廃棄物それぞれの中間処理及び最終処分を行う。

9 その他

- (1) 受託者は、清掃作業の方法、汚泥等の搬出・運搬・処分の方法、工程表等を明記した作業要領書を作成し、業務主任の承諾を受けるものとする。必要に応じ、現地確認を行い、業務履行に支障のないよう人員、機材の手配を行うこと（現地確認は業務主任も立ち会うため事前に連絡が必要）。
- (2) 融雪作業により発生し、施設内に保管されている廃棄物についても分別し、収集運搬処分する。
- (3) 清掃終了後、壁面のクラック等の不具合状況を目視にて確認し、記録する。
- (4) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、計量表を添付のうえ、処分ごとに業務主任の照合確認を受けること。
- (5) 運搬については、廃棄物の飛散防止、安全運転に努めること。
- (6) 場内においては、ウエス等により清掃し清潔に保つこと。また、融雪槽内に設置した排水ポンプ等は所定の位置へ戻すこと。
- (7) 操作室・機械室等の整理整頓に努め、清潔な状態にしておくこと。